別記様式第十（第四十五条関係）

換　地　等　明　細　書

（一）　換地明細

所有者の住所及び氏名	従前の土地						換地処分後の土地								記事
	所有権の登記の有無	郡市 町村区					街区番号	郡市 町村区				所有権以外の権利又は処分の制限で既登記のもの			
		町又は字	地番	地目	地積			町又は字	地番	地目	地積	種別	部分	符号	

（二）　法第74条第１項又は法第90条第１項の規定による処分の明細並びに施行者が取得することとなる施設住宅の一部等及び参加組合員に与えられる施設住宅の一部等の明細

イ　従前の土地及び借地権

所有権又は借地権の登記の有無	宅地の表示	宅地について有する権利の種別	権利者の住所及び氏名	摘要

ロ　換地処分後の宅地

表題登記又は所有権の登記の有無	宅地の表示	宅地について存する権利の種別	権利者の住所及び氏名	持　　分	摘　　要	登記の順位番号	記　　事

ハ　換地処分後の建物

表題登記又は所有権の登記の有無	建　物　の　表　示		従前の宅地について存する権利の種別	所有者の住所及び氏名	持　　分	摘　　要	登記の順位番号	記　　事
	所　在							
	全体の表示	区分所有の部分の表示						

備　考

1　「所有者の住所及び氏名」欄には、所有者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。

2　従前の土地に係る郡市区町村並びに「町又は字」、「地番」、「地目」及び「地積」の各欄は、登記簿に登記された表示により記載すること。

3　「街区番号」欄には、換地図に記載された街区番号を記載すること。

4　換地処分後の土地に係る各欄には、換地（換地とみなされるものを含む。）、保留地及び換地処分後の公共施設の用に供する土地について、該当事項を記載すること。

なお、換地を定めない従前の土地に対応する換地処分後の土地に係る各欄は、空欄にしておくこと。

5　「種別」、「部分」及び「符号」の各欄には、従前の土地について存する所有権以外の権利又は処分の制限で換地処分後の土地について存することとなるものについて、該当事項を記載すること。この場合において、「種別」欄には、その登記簿に登記された順位番号を冠記し、「部分」欄には、その目的となつている土地の部分の位置及び地積を記載すること。

6　(一)の「記事」欄には、従前の土地又は換地処分後の土地につき、下記の場合に、それぞれその旨及び当該事項に関する換地処分の効果等について記載すること。

(1)　法第77条の規定により換地を定める場合

(2)　法第78条の規定により換地を定める場合

(3)　法第79条第１項の規定により義務教育施設用地として定める場合

(4)　法第80条第１項又は第２項の規定により保留地として定める場合

(5)　法第 82 条において準用する土地区画整理法第 90 条、第 91 条第４項若しくは第 95 条第６項の規定により換地を定めない場合又は法第 74 条第４項の規定により金銭により清算する場合

(6)　法第 82 条において準用する土地区画整理法第 92 条第３項の規定により従前の土地について存する借地権の目的となるべき土地又はその部分を定めない場合

(7)　法第 82 条において準用する土地区画整理法第 91 条第１項若しくは第５項の規定により換地を定める場合又は法第 82 条において準用する土地区画整理法第 92 条第１項若しくは第４項の規定により借地権の目的となるべき土地若しくはその部分を定める場合

(8)　法第 82 条において準用する土地区画整理法第 95 条第１項の規定により換地を定める場合

(9)　法第 82 条において準用する土地区画整理法第 95 条第３項の規定により同条第１項第１号から第５号までに掲げる施設の用に供すべき土地として定める場合

(10) 法第 83 条において準用する土地区画整理法第 104 条第５項の規定により地役権が消滅する場合

(11) 法第 83 条において準用する土地区画整理法第 105 条第１項又は第３項の規定により所有権が国又は地方公共団体に帰属する場合

(12) 法第 83 条において準用する土地区画整理法第 105 条第２項の規定により従前の権利が消滅する場合

7　(二)のイの調書中「宅地の表示」欄には、従前の宅地及び従前の借地権の目的となつている宅地について、その所在、地番、地目及び地積を登記簿に登記された表示により記載すること。

8　「宅地について存する権利の種別」欄には、 従前の宅地について存する所有権、 地上権及び賃借権についてその種別を記載すること。この場合において、既登記の借地権については、その登記簿に登記された順位番号を冠記すること。

9　「権利者の住所及び氏名」欄には、権利者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。

10　(二)のイの調書中「摘要」欄には、従前の宅地又は借地権について既登記の先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記若しくは処分の制限の登記に係る権利が存するときは、 登記簿に登記された順位番号を冠記し、その権利の種別を記載すること。

11　(二)のロの調書中「宅地の表示」欄には、建物の存する宅地が２筆以上で、各筆の共有者及びそれぞれの共有持分の割合が相互に同一であるときは、各筆の宅地の表示を連記すること。

12　(二)のロの調書中「摘要」欄には、換地処分後の宅地に関する権利を与えられた従前の宅地又は借地権について既登記の先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記若しくは処分の制限の登記に係る権利が存するときは、 登記簿に登記された順位番号を冠記し、その権利の種別を記載すること。

13　「登記の順位番号」欄は、空欄にしておくこと。

14　(二)のロ及びハの調書中「記事」欄には、施行者が取得することとなる施設住宅の一部等又は参加組合員に与えられる施設住宅の一部等である場合には、その旨を記載すること。

15　(二)のハの調書は、建物一棟ごとに作成し、その最下段に共用部分について記載すること。

16　「全体の表示」欄には、建物の全体の構造及び床面積を記載すること。

17　「区分所有の部分の表示」欄には、家屋番号並びに区分所有の部分の構造、種類、床面積及び建物の番号があるときは、建物の番号を記載すること。

18　「従前の宅地について存する権利の種別」欄の記載については、8の例によること。

19　(二)のハの調書中「摘要」欄の記載については、12の例によること。

20　共用部分の記載については、「区分所有の部分の表示」欄に共用部分の家屋番号、構造、種類及び床面積を記載すること。

21　電子計算機その他の機器により記載する場合には、それに必要な限度において、欄を適宜組み替え、又は新たに欄を設けることができるものとすること。